九一九番一九　五十号及び五十一号
九二四番　五十七号から六十三号まで
九二二番　六十四号及び六十五号
九一九番一八　六十六号から六十八号まで
チ　次に掲げる土地に存する標柱六十九号から八十三号までを順次結んだ線及び標柱六十九号と八十三号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した黒滝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡黒滝村大字赤滝
九一八番　六十九号から七十二号まで
九〇九番二地先河川敷　七十三号
九〇九番二　七十四号から七十六号まで
九〇九番一　七十七号から七十九号まで
九〇八番　八十号から八十二号まで
九〇七番　八十三号
リ　次に掲げる土地に存する標柱八十四号から八十七号までを順次結んだ線及び標柱八十四号と八十七号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した黒滝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡黒滝村大字赤滝
八五八番　八十四号から八十七号まで
ヌ　次に掲げる土地に存する標柱八十八号から百四号までを順次結んだ線及び標柱八十八号と百四号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した黒滝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡黒滝村大字赤滝
八五八番　八十八号から九十三号まで
八五七番　九十四号から百四号まで
ル　次に掲げる土地に存する標柱百五号から百八号までを順次結んだ線及び標柱百五号と百八号を昭和三十年建設省告示第千二百三十四号で指定した黒滝川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡黒滝村大字赤滝
八五七番　百五号から百八号まで

○国土交通省告示第七百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
長山谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を昭和四十二年建設省告示第二千五百二十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県宇陀郡御杖村大字土屋原
二二二九番八七　一号、二号及び十六号
二二二九番八八　三号から十五号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
イデ谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
奈良県吉野郡野迫川村大字北股
二〇八番一五九
二六四番二　三〇〇番二
三〇四番二　三〇五番二
三一〇番二　五五七番二
七八四番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡野迫川村大字北股
三〇三番　一号から五号まで
ハ　次に掲げる土地に存する標柱三号と六号を結んだ線及び標柱六号から九号までを順次結んだ線及び標柱三号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡野迫川村大字北股
三〇三番　三号
三一〇番一　六号から九号まで

国会事項

衆議院

質問書提出

六月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する再質問主意書（辻元清美提出）

議事日程

六月十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十六号
平成二十七年六月十六日（火曜日）
午後一時開議
第一　活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案受領（予備審査）

六月十五日衆議院から次の議案が送付された。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案（古屋圭司外五名提出）（衆第二四号）

質問主意書提出

六月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

基金に対する予算措置に関する質問主意書（小林正夫提出）（第一六四号）

自衛隊法第三条からの「直接侵略及び間接侵略に対し」の削除と専守防衛の関連に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一六五号）

日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一六六号）

不在者投票施設の指定基準に関する質問主意書（大久保勉提出）（第一六七号）

質問主意書転送

六月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

安保法案の憲法適合性に関する質問主意書（前川清成提出）（第一五九号）

漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一六〇号）

北朝鮮にある日本人墓地に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第一六一号）

「漏れた年金」問題についてのインターネット掲示板への書き込みに関する質問主意書（藤末健三提出）（第一六二号）

報告書提出

六月十五日委員長から次の報告書を提出した。

公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆第五号）審査報告書

人事異動

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　吉田　正紀
国際局長事務代理を免ずる（六月十三日）

（大臣官房参事官兼大臣官房審議官）財務事務官　松村　武人
関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（六月十四日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月十日午前十時御出門、第四十五回戦没・殉職船員追悼式に御臨席のため、神奈川県横須賀市へ、引き続き、葉山御用邸へ行幸啓、同月十四日午後九時二十六分還幸啓になった。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、タイ国際航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年6月21日以降、同組合の組合員が従事するタイ国際航空日本支社の全職場（北海道、千葉県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年6月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久